

## 平成23年度第1回白山市建築審査会

### 会議録

日 時：平成23年7月14日（木）午後1時55分～3時

会 場：白山市役所 4階 402会議室

出席者：宮西委員、高松委員、表田委員（議事録署名委員）、蜂谷委員（職務代理）、  
伊川委員、田上委員、藤村委員（会長） 以上7名

事務局：井田建設部長、稲垣建築指導課長、東元建築指導課長補佐、米田審査係長、  
林主査 以上5名

傍聴者：なし

#### 1 開会

#### 2 挨拶（井田部長） 略

#### 3 委員紹介

- ・委員、事務局紹介 略
- ・平成23年度第1回白山市建築審査会の成立報告（白山市建築審査会条例第4条第2項 委員の過半数以上の出席必要）委員7名の内7名出席
- ・建築審査会に関する説明  
設置目的及び審議事項、任期、組織、開催頻度を説明  
関係法令、白山市建築審査会条例（省略）

#### 4 会長の選出（建築基準法第81条第1項 建築審査会に会長を置く。会長は、委員が互選する。白山市建築審査会条例第4条第1項 審査会の会議は、会長が議長となる。建築基準法第81条第3項 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。）

- ・表田委員からの推薦により、会長に藤村委員を選出【全員異議なし】
- ・藤村会長の推薦により、職務代理に蜂谷委員を選出【全員異議なし】
- ・平成23年度第1回白山市建築審査会の議事録署名委員に表田委員を指名【表田委員了承】

#### 5 審議事項

- (1) 建築基準法第43条第1項ただし書きに基づく許可基準の制定及び許可に関し

での取扱いについて

事務局：許可基準の制定について資料に基づき説明 略

(質疑応答)

委員 1：包括同意という手続きを簡素化し、迅速化を図ることだと思いますが、省令第 10 条の 2 の 2 第 1 に関しては個別として、省令第 10 条の 2 の 2 第 2 と第 3 に関しては包括同意というご提案だと思いますが、例えば第 2、第 3 について、事例がどれ位あるのか、あるいは包括同意にする必要がある程、件数がこれから大幅な増加が見込まれるのか、件数的なものと将来に向かっての数の動向をどういう風に見込まれているのかお聞きしたい。

事務局：件数の見込みについてはわかりませんが、小規模で無人の建築物に対して審査会を開催し、防火上、安全上等のご意見を伺うまでもないのではないかと許可する立場として考えており、(建築基準法第 43 条の) 新旧対照表を見て頂きたいのですが、もともとは建築主事の裁量で行っていたものを、民間開放に伴い法改正したものであり、頻度は少ないとは思いますが、中身について審査会に諮り、意見を聴取するまでもないのではないかと思われまます。建築審査会の実績を重ねることでこのような取扱いを決めていくことではあると思いますが、(白山市が) 特定行政庁になる前に、石川県がこのような積み重ねにより、この取扱いを行っております。

事務局：補足をさせていただきますと、3 頁の許可の取扱いのところ、第 1 に関しては個別案件、第 2 につきましては包括、第 1 に関してほとんど事例はありません。市街地を形成している中で、道路がないという建物は近年、ほとんどありませんし、今後もほとんどないと想定をしております。従いまして、そういうものに対しては個別ということで対応させて頂きたいと思えます。今までの事例ですが、第 3 の事例がとても多くあり、農業関係の施設が白山市内に多数眠っております。それらを維持管理するために農業用水関連の建物は、どうしても田んぼの真ん中に農道を利用して建てざるを得ない状況でございます。第 3 の認める条件としては、公共・公益的な施設に限って認めていたということでございますので、

これらを踏襲して今後も包括同意をお願いをしたい。今後の動向と致しましては、用水等の管理施設の老朽化に伴って建替えが発生すると思われます。これらがその件数になってくるのかと思われま。

委員 1 : 他の特定行政庁も同じように行っているということですが、例えば金沢市もそうであるのか。

事務局 : 全国のほとんどの特定行政庁が平成 11 年の法改正をもって、それぞれ許可基準をその地域に応じたもので定めております。白山市としてはまだその実績はないのでその取決めはないのですが、もともとは石川県が白山市を管轄しておりましたので、そのまま引き続き同じような形で取扱いをしたい。

委員 1 : 冒頭に説明がありましたけれども、白山市が特定行政庁になる前に県がやってこられたのと同じ形で取扱いたいという理解でよろしいか。

事務局 : そのとおりです。

委員 2 : 第 2 と第 3 の考え方ですが、ちょうど法改正があった時に県の担当をしておりまして、第 2 に関してのイメージは（御経塚）イオン横の 4 車線化工事をしている道路が良いかと思いますが、あれは農免道路です。県も市も町も道路を築造するときの予算の獲得手法として農林水産省の補助や国土交通省の補助で予算取りをして道路を造ります。広い道路ができていたのですが、建築基準法上は道路にはなりません。一般的にみると、国道や県道とまったく同じなのになぜ建物を建てることのできないのか、基本的には建築審査会の同意を得て建てられるものなのですが、そういう道に接して住宅や建物を建てたい場合にはそれは何ら問題ない、建てさせてあげようという意識のもとにこの基準を当時作成しました。今、白山市でそのような道路はあるのですか。

事務局 : 若干あります。

委員 2 : 交通上、安全上、避難上問題はないが、ただ、建築基準法上は道路ではないので、建築主事や指定確認検査機関が確認した後の事後報告としても良いのではないかとということで第 2 が包括同意で県はスタートしました。それから第 3 は、まさに写真がそのとおりなのですが、公共側が田んぼの真ん中に、農業用の小屋を建てることに関しては、管理用の道だ

けがあれば、火の出るものでもなく、居室もなく、生活するわけでもない。管理者は公共でしっかりしているということで、問題はないだろうということで、当時包括同意で事後報告、県下全域についてはそうしました。特定行政庁ごとにはまた別の考え方があっても良いが、当時、特定行政庁であった金沢市などは同じような考え方でスタートしております。

事務局：石川県内の特定行政庁に関しては、七尾市、金沢市、小松市、白山市で、それ以外の区域は石川県が特定行政庁ということになっております。また、来年度に野々市町が特定行政庁になると聞いております。

委員 1：第 2 の許可基準第 3 章 2 に定める道とあるのは、農道とか河川の管理用の道が道路以外の道として理解すればよいのか。

事務局：道路以外の道を道路と読み替えて同等に適用させるということになります。

会 長：第 2 は 4 メートル以上、第 3 は 1.5 メートル以上という違いはありますが、第 3 はそこでしか造れないということだろうということですね。

事務局：はい、写真を見てのとおり、場所についてはほぼ特定されております。

会 長：採決を取る【全員承認】

## (2) 建築基準法第 4 4 条第 1 項第 2 号に基づく許可に関する取扱いについて

事務局：許可に関する取扱いについて資料に基づき説明 略

(質疑応答)

委員 3：要件の(1)の「交通島上」という意味はなんですか。

事務局：わかりやすい例で言いますとロータリー、道路上の広場の部分を交通島と良います。

事務局：松任駅前のロータリーで植樹をしている場所がありますが、そこが交通島と良います。左折優先とかで三角状になった部分なども交通島と良います。

会 長：2 の適用範囲の(4)の(3)と一体的となっていますが、個別だと駄目なのですか。

事務局：(3)に付随したものでなければ個別案件とします。過去の実績で平成 15

年に4件の建築審査会案件がありましたが、石川県知事が出ていますバス停待合室、自転車駐輪場がこのサンプルの写真でございます。その後、平成16年に石川県の建築審査会で事後報告案件になりましたので、平成18年に白山市が駅前の整備に伴って設置したバス停につきましては事後報告案件で処理されております。

委員2：3の要件のところの(4)で「通行の用途に供する部分の天井の高さは2.5メートル以上とする」、これは歩道の場合、路面から軒の高さまで2.5メートルまででなかったかと思いますが、表現を変えたほうが良いのではないのでしょうか。

事務局：(4)の要件については、小規模で平屋建てを想定しておりまして、交通上の妨げにならないように、道路構造令の基準で歩道に出る庇等が2.5メートル以上のところに設置するということが本当のところなので変更したいと思います。

事務局：道路構造令基準でいう「建築限界を確保する」等という言葉に変えたいと思います。

会 長：採決を取る【一部修正で全員承認】

(3) その他

特になし

6 閉会

以上 15時00分終了